

第3章 消滅時効

第1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点（第166条、現行第167条の改正⇒新第166条、関連：商法第522条の削除）

企業実務のポイント

- (1) 債権の消滅時効について、権利を行使することができる時（客観的起算点）から10年間、債権者が権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から5年間のいずれかの期間が満了した時に時効が完成することとなります。これにより、企業実務上は多くの場合、債権の消滅時効は5年になると考えられますが、従来の商事消滅時効が5年であったため、実質的な影響は少ないものと思われます。
- (2) この改正に伴い、5年間の商事消滅時効を定めた商法第522条が削除されます。

(債権等の消滅時効)

第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
 - 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 3 前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

1 改正内容

現行民法は債権の消滅時効につき、権利行使することができる時から10年間という一般原則を定めた上で、例外として3年・2年・1年の職業別の短期消滅時効（現行第170条～第174条）を定めています。今回の改正では、短期消滅時効制度の廃止を前提に、短期消滅時効の適用を受けている債権の時効期間が長期化してしまうことをいかに修正するかが焦点となりました。

第1項は、「権利行使することができる時から10年間」（第2号）という現行第167条第1項の時効期間を維持した上で、「債権者が権利行使することができることを知った時から5年間」（第1号）という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に時効が完成することとするものです。「権利行使することができることを知った時」とは、債権者が当該債権の発生と履行期の到来を現実に認識した時をいうと考えられ、当該債権の発生を現実に認識したというためには、債権者が当該債権の発生を基礎づける事実を現実に認識する必要がありますが、当該債権の法的評価（例えば、債務不履行に基づく損害賠償請求権であれば、債務不履行の要件を充足すること）については、一般人の判断を基準として決すべきであると考えられています。

第2項は、現行第167条第2項の規律を維持するものです。

2 主観的起算点

新たに設けられる「債権者が権利行使することができることを知った時」という主観的起算点の意義は、5年間の消滅時効の適用につき債権者の認識を介在させることで債権者が権利行使の可能性に気づかないまま時効期間が途過する事態を防止しつつ、現行法において短期消滅時効の適用を受けている債権の時効期間の長期化を防止できるという点にあります。

高齢者が自己の債権を適切に管理することが困難となった場合に、どの時点が主観的起算点となるのかについて、権利行使することができることの認識を要求する趣旨は、権利行使の現実的な機会を確保する点にあるとすると、当該債権者が債権の発生を基礎づける事実と履行期の到来を現

実に認識しない限り、主観的起算点からの時効期間は起算されないことがあります。しかし、例えば確定期限の定めのある債権の場合に、債権者が弁済期以前のいずれかの時点において債権の発生を基礎づける事実と弁済期を認識していれば、後は弁済期が到来しさえすれば権利行使の現実的な機会が確保されているといえることから、基本的には、弁済期の到来時に債権の存在を忘れていたとしても、それによって主観的起算点が後れることはないと考えられます。ただし、債権者が行為能力を喪失したという事情がある場合には、第158条により時効の完成が猶予されることがあり得ます。

債権者に相続が生じた場合に、被相続人が有していた債権の主観的起算点に影響があるのかについては、第160条は、相続財産について相続人が確定した時から、また相続人がいない場合は管理人が選任された時から6か月を経過するまでの間は、時効の完成が猶予されることを規定しており、相続による権利・義務の主体の変更は時効の進行自体に影響を及ぼさず、時効の完成を一定期間猶予することによって権利行使の機会を確保することとしていると考えられます。したがって、債権者に相続が生じても主観的起算点からの時効の進行に影響はなく、同条によって時効の完成が猶予され得るにすぎないと考えられます。

3 主な場合の主観的起算点

部会審議での法務省の説明によれば、主な場合の主観的起算点は、以下のようになるものと考えられます。

① 契約に基づく債権

契約時に当該債権の発生と履行期の到来を認識しているのが通常であることから、基本的には主観的起算点と客観的起算点とは一致します。

② 確定期限の定めのある債権

債権者が債権の発生時に、これを基礎づける事実を現実に認識しているのが通常であり、期限の到来によって権利行使が可能になることから、主観的起算点は期限の到来時となり、客観的起算点と一致します。

③ 不确定期限付き債権、条件付き債権

不確定期限付きの債権における主観的起算点は期限の到来を現実に知った時、条件付き債権については条件成就を現実に知った時となります。

④ 期限の定めのない債権

「権利行使することができる時」は債権の成立時であると理解されていることから、「権利行使することができる時」は債権の成立を知った時となり、契約に基づく期限の定めのない債権の場合には、基本的には客観的起算点と一致することになると考えられます。

しかし、期限の定めのない消費貸借契約に基づく貸金返還請求権については、契約成立から相当期間の経過後でなければ返還を請求することができないため、主観的起算点は、消費貸借契約の成立から相当時間が経過したことを知った時と解釈されるものと考えられます。

⑤ 契約に基づく債務の不履行による損害賠償請求権

判例は、契約に基づく債務の不履行による損害賠償請求権について、「権利行使することができる時」とは、本来の債務の履行を請求し得る時をいうとしています。この解釈は、契約に基づく本来の債務の不履行による損害賠償請求権に妥当するものであることから、本来の債務とは異なる債務の不履行に基づく損害賠償請求権（例えば付随義務違反など）については妥当ないと考えられます。上記解釈を前提とすると、主観的起算点は、本来の債務の履行を請求することができることを知った時になると考えられます。例えば、履行期から一定の期間が経過した後に目的物が滅失した場合の履行不能による填補賠償請求権の主観的起算点は、本来の債務の履行を請求することができることを知った時となります。このように解釈しても、債権者が本来の債務の履行請求権について時効の更新措置をとれば、填補賠償請求権の時効も更新されることから、債権者に実質的な不都合はないものと考えられます。

⑥ 金融商品の取引における債務不履行に基づく損害賠償請求権

ワラント取引や商品先物取引などにおいて適合性違反や説明義務違反があり、債務不履行に基づく損害賠償を請求する場合の損害賠償請求権について、「権利行使することができる時」からの消滅時効は、損害額

が確定した時点から起算されるとの判断が下級審裁判例では定着しているものと考えられます。他方で、その時効期間については、現行商法第522条の5年の時効期間が適用されるとしたものもあり、必ずしも10年の時効期間の適用が実務上定着しているものではありません。

この種の取引に関する債務不履行に基づく損害賠償請求権の主観的起算点が具体的にどの時点になるのかという問題については、不法行為責任が認められた事案における「損害及び加害者を知った時」（第724条前段）の判断が参考となります。下級審裁判例においては、弁護士に相談するまでは損害が発生した事実を知っていたとはいえないと判断された事案や、弁護士から違法な商品先物取引による被害である可能性がある旨指摘された時点から起算されると判断された事案もあり、必ずしも損害確定時から消滅時効が起算されると判断されているわけではありません。これは、この種の取引においては、不法行為を基礎づける客観的事実を知ったとしても、専門的知識のない一般人にとって、それが違法な行為であると判断することが困難であることを考慮したものと考えられます。

これを前提にすれば、この種の取引に関する債務不履行責任についても、主観的起算点は、損害の確定時から起算されるとは限らず、当該事案における債権者の具体的な権利行使の可能性を考慮して判断されるものと考えられます。

⑦ 雇用契約上の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権

雇用契約上の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の時効期間については、現行第167条第1項の10年の消滅時効が適用されると理解されています。また、消滅時効の起算点は、使用者の安全配慮義務違反によりじん肺にかかったことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効の起算点について、じん肺法所定の管理区分についての最終の行政上の決定を受けた時あるいは死亡時と判断されています。主観的起算点が導入された場合に、債権者が具体的にどのような事実を認識した時点から起算されるのが問題となります。この点についても、安全配慮義務違反に

基づく損害賠償請求において現行第724条前段の「損害及び加害者を知った時」の解釈について、下級審裁判例においては、損害賠償請求をすることが可能な程度の認識があったか否かが債権者の具体的な事情に即して判断されており、必ずしも債権者が客観的な損害の発生という事実を知った時であると判断されているわけではありません。これは、単に損害の発生という事実を知ったのみでは、一般人にとって不法行為に該当するかどうかの判断が困難な場合があり得ることを考慮したものであると考えられ、債務不履行に基づく損害賠償の請求を行う場合においても、単に損害の発生という事実を知ったのみでは、一般人にとって、それが安全配慮義務に違反し、債務不履行に該当するかどうかの判断が困難な場合もあり得ることから、主観的起算点は、債務不履行に該当するか否かの判断が可能な程度に事実を知ったといえるか、当該事案における債権者の具体的な権利行使の可能性を考慮して判断されるものと考えられます。

⑧ 事務管理に基づく費用償還請求権

現行第166条第1項の「権利行使することができる時」は、事務管理の成立の時であると理解されており、主観的起算点を導入した場合には、事務管理の成立を知った時から起算されるものと考えられます。通常は、事務管理の成立時において債権者は事務管理の成立を知っていることから、客観的起算点と主観的起算点とが一致すると考えられます。

⑨ 不当利得返還請求権

「権利行使することができる時」は、不当利得返還請求権の発生時であると理解されており、主観的起算点を導入した場合には、基本的には債権者が不当利得返還請求権の発生を知った時から起算されるものと考えられます。

また、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引については、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、取引が終了した時点から進行すると理解されています。しかし、過払いの事案では、単に不当利得返還請求権の発生原因となった事実（弁済を

行ったこと）を知ったのみでは、一般人が不当利得返還請求権を行使することができるか否かを判断することは困難な場合もあり得ることから、不当利得返還請求権を行使することができるか否かの判断が可能な程度に事実を知ったといえるか、当該事案における債権者の具体的な権利行使の可能性を考慮した判断がされるものと考えられます。

4 商法第522条の削除

現行商法第522条の規定によって、権利を行使できる時（客観的起算点）から5年間という商事消滅時効が適用されるためには、債権が商行為によって生ずれば足り、債権者にとっての商行為によるか債務者にとっての商行為によるかを問ないとされています。また、判例は、商行為によって生じた債権に「準ずるもの」にも同条が類推適用されるとしており、「準ずるもの」に該当するか否かの判断は、当該取引が迅速な解決を必要とするか否かの観点から個別具体的に判断されるものと考えられています。そのため、同条と民法の10年の消滅時効との適用関係は不明確となっています。

また、商人である銀行の貸付債権に商法の5年の時効期間が適用されるのに対し、農業協同組合や信用金庫の組合員や会員に対する貸付債権については取引の相手方が商人でない限り民法の10年の時効期間が適用されるなど、商法第522条の適用を受ける債権と受けない債権との時効期間の差異を合理的に説明することが困難な事案が生じています。

職業別の短期消滅時効のみを削除し、商法第522条を維持した場合には、これらの問題が解消されないまま残ることになるため、商法第522条は削除され、商事債権についても債権の消滅時効に関する民法の原則が適用されることになります。

第3 法定利率

1 変動制による法定利率（第404条の改正）

企業実務のポイント

- (1) 法定利率が年3%に引き下げられた上で、3年ごとに1%刻みで変動し得る変動制となります。契約において、利率を約定しておく必要性が高まるとともに、法定利率による場合には債権管理上、基準時点に注意する必要があります。
- (2) この改正に伴い、商事法定利率（年6%）が廃止されます。

(法定利率)

第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年3パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があつた期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年末満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

1 変動制への移行

現行第404条は、「利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年5分とする。」としています。5%という値は民法制定当時の市中金利に基づくものでしたが、時代が進むにつれて市中の金利との乖離が生じ、特に最近は市中金利が極めて低下している中で、債権者・債務者間の不公平などが問題視されていました。このような現状を踏まえ、市中金利の変動を法定利率に適切に反映すべく、法定利率を一定のルールに基づき変動させる仕組み（変動制）が導入されます。

まず、法改正時点における市中の金利水準というべき値を当初の法定利率として定めます。参考となる利率の分布状況を踏まえつつ、現行の法定利率5%からの円滑な移行という観点も含めた諸般の事情を総合勘案し、改正法施行時の法定利率は年3%とされます。ただし、改正法施行時までの間に大きく金利水準が変動した場合に備え、所要の経過規定が設けられています（附則第15条第2項参照）。

その上で、市中金利の変動を適切に反映する指標（基準割合）を選び、その増減を法定利率に反映させます。基準割合の算定には、国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の一定期間における平均値が用いられるとなっています。また、法定利率の値について実務上の取扱いを容易にする観点から、1%未満の端数は切り捨てとされます。

法定利率を一定の指標に連動させるとしても、特殊な経済的事情の発生や短期的な金利動向によって突発的に変動を生ずるのではなく、ある程度緩やかな変動となるように、ある一時点における金利ではなく、一定期間の金利の平均値を参照する方が適切であると考えられます。そこで、変動の頻度を抑制しつつ金利の動向を適切に反映させる観点から、基準割合は貸出約定平均金利の60か月の平均を計算して定めることとされます。この60か月とは、具体的には6年前の年の1月から前々年の12月までとされます。なお、法務大臣による告示の時期といった技術的・細目的事項については、法務省令に委任されています。

市中の金利は、日々変動しますが、法定利率においては、制度の安定性や簡明性等も重視する必要があります。そこで、法定利率の見直しの間隔

について、どの程度の期間が経過したら法定利率市中の金利の変動の状況を反映させることとするかが問題となります。シミュレーションの結果によれば、見直しの間隔を5年とするならば直近の市中金利との大きな乖離が生ずる可能性が高くなります。一方、経済実態等を反映して一定期間ごとに見直しを行う制度の例として、損害保険料率算出機構は、自動車保険や傷害保険について参考純率（損害保険会社が自社の保険商品に係る保険料を計算する際に基とする数値）を交通事故に関する統計や物価に関する統計等を参考にして算出していますが、参考純率の改定は近時では2～3年に一度の頻度で行われています。このほか、固定資産税では土地と家屋について原則として3年ごとに評価額を見直すこととされています。以上のような諸事情を踏まえて、法定利率の見直しの頻度は3年に一度とされています。この3年を一期とする仕組みが具体的にいつの時点から開始するか（暦年か年度など）については、法務省令に委任されています。

2 法定利率の基準時

法定利率を変動制とする場合には、ある債権についてどの時点の法定利率を適用するかの基準時がいつであるかを巡って紛争を生ずることがないよう、客観的で明快な基準とすること、債権者が利息の高い時を恣意的に選択することが困難な基準によることが望ましいと考えられます。

また、元本債権の存続中にこれに適用される法定利率が変わるとすると、事務的な負担が大きいため、利息を生ずべき債権（元本債権）についての法定利率の適用の基準時は、利息が生じた最初の時点とし、その後に法定利率が変動したとしても適用される法定利率は変わらないこととされます。

3 商事法定利率の廃止（商法第514条の削除）

現行商法第514条は、「商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、年6分とする。」としています。民法上の法定利率との違いについて、商取引においては元本の利用によって民事上の取引よりも多くの収益を上げられるはずであること等が理由として掲げられていますが、現代では、

株式市場、債券市場等の整備や情報化の進展により、商取引に当たらない取引においても、このような市場や情報を活用することにより、商人と同等の運用利回りを得ることも可能であり、商人と非商人との差異は、より小さなものとなっています。したがって、商取引であるからといって、民法上の法定利率よりも高い運用利回りを得る蓋然性が高いとはいえない状態にあります。また、民法上の法定利率を変動制に改め、市中の金利の動向に連動して変動することとした場合には、金利の変動と無関係に年1%を上乗せすることには合理性はありません。

そこで、商法第514条を削除し、商取引についての法定利率は改正後の民法の規律に委ねることとされます。

2 金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則（第419条第1項の改正）

企業実務のポイント

金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則につき、法定利率適用の基準時が明記されます。

（金銭債務の特則）

第419条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2・3 (略)

現行第419条第1項は、「金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。」として、金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則を規定しています。

変動制による法定利率を採用するに伴い利率適用の基準時の明確化が求

められることから、「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点」における法定利率によるとの基準が明記されます。

3 中間利息控除（第417条の2の新設）

企業実務のポイント

中間利息控除を行う場合には、損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率が用いられることが明記されます。変動制の法定利率により、損害保険等の業務に多大な影響が生じ得ます。

(中間利息の控除)

第417条の2 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。

中間利息控除とは、不法行為等に基づく損害賠償額の算定に当たり、将来の逸失利益や出費を現在価値に換算するために、損害賠償額算定の基準時から将来得られたであろう時までの利息相当額（中間利息）を控除する仕組みです。中間利息控除に用いる利率につき現行民法には規定がありませんが、判例が民法所定の法定利率を用いるべきであるとしたことを受け、実務では年5%の法定利率が用いられてきました。

判例は、法定利率を中間利息控除に用いるべき根拠として、①法定利率が我が国的一般的な貸付金利を踏まえて定められたものであること、②将来の請求権を現在価値に換算するに当たって法的安定及び統一的処理が必要とされていること（民執88②、破99①二等）、③被害者の将来の逸失利益を現在価値に換算する場合にも法的安定及び統一的処理が要請されることな

どを指摘しています。

法定利率を変動制に改めることは、これらの指摘と抵触するものではないので、中間利息控除は法定利率によるべきとする上記判例の考え方は、引き続き維持できるものと考えられます。そこで、損害額の算定において中間利息控除をするときには、損害賠償請求権が発生した時点の法定利率によることとされます。

「将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合(例えば、被害者が事故に遭わなければ将来取得していたであろう収入)」及び「将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合(例えば、被害者が将来負担することとなる介護費用)」において中間利息控除を行う場合には、変動制による法定利率による旨の規定が新設されます。

利率適用の基準時は、客観的な時点を定めるという観点から、「損害賠償の請求権が生じた時点」とされます。不法行為についての損害賠償請求権については、一般に、不法行為時に発生し、直ちに遅滞に陥ると考えられています。そのため、不法行為については、損害賠償額の算定と中間利息控除との両方について不法行為時の法定利率が適用されることになります。いわゆる後遺症による逸失利益を算定する場合には、その症状が固定した時点で労働能力喪失期間や喪失率が確定し、損害額の算定が可能になりますが、その場合にも、障害の原因となった不法行為時が利率の基準時となります。仮に、このような場合に症状固定時が基準時となるとすると、症状固定時がいつであったかを巡って深刻な紛争を生じることから、一律に不法行為時とするのが適切であるからとされています。

安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任については、事故発生時に損害賠償請求権が生じているといえ、安全配慮義務違反に係る損害賠償額の中間利息控除に用いる法定利率は事故発生時のものとなります。もっとも、安全配慮義務違反を含む債務不履行責任に基づく損害賠償請求権は、期限の定めのない債務と解されていることから、債権者が履行の請求をした時から遅滞となる(第412条第3項)ため、損害賠償額の算定に用いる法定利率は請求時のものとなります。